

施設修繕随意契約結果表

令和8年4月～令和8年6月

契約分

さいたま市

施設修繕随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
所 管 課	保健衛生局 保健部 大宮聖苑管理事務所
件 名	さいたま市大宮聖苑台車ブロック交換修繕
履 行 場 所	さいたま市見沼区染谷2丁目350番地1
契 約 締 結 日	令和8年5月15日
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称	(株)宮本工業所
契 約 金 額 (円)	7,700,000
随意契約によること とした理由	現在設置されている火葬炉は、メーカー独自の技術的ノウハウに基づき設計・施工され、多様な部材、設備等が一体となって機能している設備であり、その詳細な仕様や構造は一般に公表されていない。 メーカー以外の他社の施工では、メーカーによる一貫した性能保証や既存機器との互換性の保証は得られず、万が一にも必要性能が発揮されない場合には、台車ブロック本体の膨張による台車の挟まれや炉の破損による施設寿命の低下、台車の残臭気による施設運営へのマイナス影響、大気への有害物質の放出などが懸念され、施設の運営や稼働が停止となれば、代替困難な特殊施設であるため、市民生活に重大な支障を及ぼす恐れがある。 以上のことから、今回修繕を行う設備は既存設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、施設の使用に著しい支障が生ずる恐れがあるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約により契約を締結した。
備 考	

（注） 単価契約による修繕の場合には契約金額（税込）を上段に、支払い限度額（税込）を下段の（ ）に記載する。

施設修繕随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
所 管 課	環境局 施設部 クリーンセンター大崎
件 名	さいたま市クリーンセンター大崎工場棟消火散水設備修繕
履 行 場 所	さいたま市緑区大字大崎317番地
契 約 締 結 日	令和8年5月29日
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称	川崎重工業(株)
契 約 金 額 (円)	69,850,000
随意契約によること とした理由	クリーンセンター大崎は平成8年3月に川崎重工業(株)が設計・施工したごみ処理プラントで、周辺環境へ与える影響を極力低減するために国の排出基準に比べより厳しい公害防止条件に対応した施設として整備したものである。 当該設備においても、修繕箇所は川崎重工業(株)の仕様に準じた施工を行う必要があり、その施工等については一切公表されていない。また、プラント設備の多くは令和3年度から令和7年度に実施した基幹的設備改良工事により、川崎重工業(株)が更新を行っている。現在の当センターでは令和7年度より契約を開始している長期包括委託業務において、川崎重工業株式会社を代表者とする事業者と契約しており、プラント全体の維持管理は受託者が作成した維持管理計画及び補修計画により行っている。ごみ処理プラントが安全・確実に稼動するためにはシステム全体の機能・性能が確保されなければならない。既存設備の構造や性能に精通した業者に一体的に請け負わせる必要がある。以上より今回の修繕箇所は、既設の設備と密接不可分の関係にあり、当施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずる恐れがあるため、川崎重工業(株)と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結した。
備 考	

(注) 単価契約による修繕の場合には契約金額(税込)を上段に、支払い限度額(税込)を下段の()に記載する。

施設修繕随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
所 管 課	環境局 施設部 西部環境センター
件 名	さいたま市西部環境センター定期整備修繕
履 行 場 所	さいたま市西区大字宝来52番地1
契 約 締 結 日	令和8年5月29日
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称	川崎重工業㈱
契 約 金 額 (円)	270,600,000
随意契約によること とした理由	当センターは、川崎重工業株式会社が設計・建設したごみ処理施設で、平成5年4月より稼動しております。ごみ処理施設は多くの機器で構成されており、設計・建設したプラントメーカーの多くの特殊技術、独自製品（部品）、ノウハウ等が詰め込まれているため、性能を維持するためには、施設の構造や技術等に精通した業者の適切な維持管理が必要とされております。 当修繕は、消耗品の交換を含む分解整備が主となる修繕であり、劣化状態から適切な処置、余寿命診断等行い実施しています。そのため、既存設備全体の構造や性能に精通し、これまでの実績から培った経験を発揮できる業者に請け負わせる必要があります。 また、既設の焼却炉をはじめボイラー等の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、設備の使用に著しい支障を生ずるおそれがあります。 以上のことから、「川崎重工業株式会社」と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による特命随意により契約を締結した。
備 考	

（注） 単価契約による修繕の場合には契約金額（税込）を上段に、支払い限度額（税込）を下段の（ ）に記載する。

施設修繕随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
所 管 課	教育委員会事務局 学校教育部 おいしい給食サポート課
件 名	さいたま市立本太小学校外3校小荷物専用昇降機修繕
履 行 場 所	仕様書のとおり
契 約 締 結 日	令和8年6月8日
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称	クマリフト㈱北関東営業所
契 約 金 額 (円)	9,020,000
随意契約によること とした理由	今回修繕を行う昇降機は、クマリフト株式会社製で、既存機器の部品生産終了及び耐用年数を経過していることから、突発的な故障により給食の提供に支障が生じる可能性がある状況となっております。 修繕にあたっては、建物躯体部分やレール、カゴ本体等は引き続き使用することから、既存部品と新設機器類の互換性を重視し、昇降機の安全性を確保する必要があります。 そのため、他の者が施工した場合、機器の互換性等から機器メーカーによる一貫した機能保証がなされず、利用者の安全性に著しい支障が生じるおそれがあります。 以上のことから、システムや構造、現場の状況を熟知しているクマリフト株式会社と地方自治法施工令第167条の2第1項第2号による特命随意契約により契約を締結したものです。
備 考	

（注） 単価契約による修繕の場合には契約金額（税込）を上段に、支払い限度額（税込）を下段の（ ）に記載する。

施設修繕随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
所 管 課	教育委員会事務局 学校教育部 おいしい給食サポート課
件 名	さいたま市立日進中学校小荷物専用昇降機修繕
履 行 場 所	さいたま市北区榑引町2-503-1
契 約 締 結 日	令和8年6月8日
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称	クマリフト㈱北関東営業所
契 約 金 額 (円)	7,370,000
随意契約によること とした理由	今回修繕を行う昇降機は、クマリフト株式会社製で、既存機器の部品生産終了及び耐用年数を経過していることから、突発的な故障により給食の提供に支障が生じる可能性がある状況となっております。 修繕にあたっては、建物躯体部分やレール、カゴ本体等は引き続き使用することから、既存部品と新設機器類の互換性を重視し、昇降機の安全性を確保する必要があります。 そのため、他の者が施工した場合、機器の互換性等から機器メーカーによる一貫した機能保証がなされず、利用者の安全性に著しい支障が生じるおそれがあります。 以上のことから、システムや構造、現場の状況を熟知しているクマリフト株式会社と地方自治法施工令第167条の2第1項第2号による特命随意契約により契約を締結したものです。
備 考	

（注） 単価契約による修繕の場合には契約金額（税込）を上段に、支払い限度額（税込）を下段の（ ）に記載する。

施設修繕随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
所 管 課	教育委員会事務局 学校教育部 おいしい給食サポート課
件 名	さいたま市立大谷場東小学校給食室小荷物専用昇降機
履 行 場 所	さいたま市南区大谷場2-13-54
契 約 締 結 日	令和8年6月26日
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称	メルコビルエンジニアリング(株)リフト事業本部
契 約 金 額 (円)	5,137,000
随意契約によること と した 理 由	今回修繕を行う昇降機は、メルコビルエンジニアリング株式会社製で、既存機器の部品生産が終了しているものです。 修繕にあたっては、建物躯体部分やレール、カゴ本体等は引き続き使用することから、既存部品と新設機器類の互換性を重視し、昇降機の安全性を確保する必要があります。 そのため、他の者が施工した場合、機器の互換性等から機器メーカーによる一貫した機能保証がなされず、利用者の安全性に著しい支障が生じるおそれがあります。 以上のことから、システムや構造、現場の状況を熟知しているメルコビルエンジニアリング株式会社と地方自治法施工令第167条の2第1項第2号による特命随意契約により契約を締結したものです。
備 考	

（注） 単価契約による修繕の場合には契約金額（税込）を上段に、支払い限度額（税込）を下段の（ ）に記載する。

施設修繕随意契約結果表

公表事項	内 容
所 管 課	教育委員会事務局 学校教育部 おいしい給食サポート課
件 名	さいたま市立植水小学校小荷物専用昇降機修繕
履 行 場 所	さいたま市西区中野林225-1
契 約 締 結 日	令和8年6月8日
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称	富士エレベーター工業㈱
契 約 金 額 (円)	4,055,700
随意契約によること とした理由	今回修繕を行う昇降機は、富士エレベーター工業株式会社製で、既存機器の部品生産終了及び耐用年数を経過していることから、突発的な故障により給食の提供に支障が生じる可能性がある状況となっております。 修繕にあたっては、建物躯体部分やレール、カゴ本体等は引き続き使用することから、既存部品と新設機器類の互換性を重視し、昇降機の安全性を確保する必要があります。 そのため、他の者が施工した場合、機器の互換性等から機器メーカーによる一貫した機能保証がなされず、利用者の安全性に著しい支障が生じるおそれがあります。 以上のことから、システムや構造、現場の状況を熟知している富士エレベーター工業株式会社と地方自治法施工令第167条の2第1項第2号による特命随意契約により契約を締結したものです。
備 考	

（注） 単価契約による修繕の場合には契約金額（税込）を上段に、支払い限度額（税込）を下段の（ ）に記載する。